

## 新川流域総合治水対策協議会 第15回委員会

### 昨年の東海豪雨を契機とする、新川における総合治水対策の強化について

昨年の9月の東海豪雨を契機として、総合治水対策の強化について、国・県と流域市町が協議会において8回に亘り協議検討を進めてきました。その結果、平成13年5月8日開催の新川流域総合治水対策協議会委員会において、下記の3項目について合意いたしましたので、お知らせします。

#### 記

#### 1、 流域対策緊急五カ年計画について

新川流域整備計画では流域対策の計画目標量を約300万m<sup>3</sup>と定めているが、昭和50年から平成12年までの間に約245万m<sup>3</sup>に相当する開発が進行したにもかかわらず、実際にはミニ開発が主流であったこと等により、平成12年度末で流域対策をしたのは約61万m<sup>3</sup>であり、開発の必要量約245万m<sup>3</sup>に対する対策率は約25%にとどまっている。

このため、今回平成13年度からの5ケ年間に、過去20年間の実施量に匹敵する約56万m<sup>3</sup>の流域対策を「緊急五カ年計画」として実施し、対策率を約48%と倍増することとした。

また、この流域対策の進捗状況については、県民に公表し確実な達成を図ることとする。

#### 2、 ポンプの運転調整ルール策定とその運用について

ポンプの運転調整については、これまで、流域協議会でポンプ管理者が自主的実施を申し合わせてきたところであるが、今回の東海豪雨に際しては、結果的に運転調整の足並みがそろわなかったこともあり、今般、明確なポンプの運転調整ルールを策定することとした。

具体的には、あらかじめ新川・五条川における基準地点の基準水位を定め、その水位を超えた場合には、対象とする排水機場の運転調整をするなどのルールを策定する。これを基に、ポンプ管理者は河川法に基づく操作規則等を定め、その厳正な運用を図ることとした。

運転調整ルールの運用にあたっては、ポンプ管理者が住民への周知を図った上で、今出水期(6月1日)から実施するものとする。

### 3、 洪水ハザードマップの作成について

河川の破堤等による浸水状況と避難方法等に係る情報を住民にわかりやすく提供し、水害時の人的被害等を防ぐため、早急に県は河川の氾濫解析による浸水深等の予想データを市町に提供し、市町は洪水ハザードマップを作成し公表することとした。

付属資料 新川流域対策緊急五ヶ年計画  
新川流域排水調整要綱（案）  
新川流域排水調整連絡協議会設置要綱(案)  
ポンプ排水調整概念図

新川流域対策緊急五ヶ年計画

市町名	対策必要量		H12未対策状況		緊急5ヶ年計画		
	流域整備計画値	流域開発に対する 必要対策量	総対策量	対策率	5ヶ年対策量	5ヶ年後対策量	
						総対策量	進捗率
	(A)	(B)	(C)	(D)=(C)/(B)	(E)	(F)=(C)+(E)	(G)=(F)/(B)
(m3)	(m3)	(m3)	(%)	(m3)	(m3)	(%)	
名古屋市	359,400	174,786	72,834	42%	113,250	186,084	106%
一宮市	340,400	291,054	43,581	15%	72,942	116,523	40%
春日井市	508,100	520,026	104,686	20%	112,440	217,126	42%
犬山市	192,600	144,540	51,148	35%	46,797	97,945	68%
江南市	145,000	174,444	70,712	41%	16,880	87,592	50%
小牧市	730,900	523,002	116,768	22%	111,767	228,535	44%
稲沢市	13,800	18,624	1,495	8%	8,500	9,995	54%
岩倉市	10,400	27,216	15,184	56%	838	16,022	59%
西枇杷島町	43,200	28,986	5,338	18%	20,600	25,938	89%
豊山町	67,800	38,556	7,369	19%	8,850	16,219	42%
師勝町	75,000	97,926	3,060	3%	11,690	14,750	15%
西春町	104,200	89,958	2,123	2%	17,836	19,960	22%
春日町	51,000	44,622	3,406	8%	6,303	9,709	22%
清洲町	51,000	33,306	10,306	31%	-	10,306	31%
新川町	61,800	40,626	8,798	22%	6,365	15,163	37%
大口町	73,000	93,840	50,262	54%	788	51,050	54%
扶桑町	102,200	82,326	43,560	53%	650	44,210	54%
甚目寺町	20,500	10,878	1,800	17%	270	2,070	19%
大治町	28,800	13,830	2,050	15%	2,100	4,150	30%
合計	2,979,100	2,448,546	614,479	25%	558,866	1,173,345	48%

## 新川流域排水調整要綱（案）

## （排水調整の目的）

第1条 一級河川庄内川水系新川流域において、流域の排水のために設置された排水機の排水調整は、現在の河川の整備水準を上回る洪水に見舞われ、河川からの越水及び破堤などによる氾濫のおそれがあるとき、外水氾濫による沿川の甚大な浸水被害の発生を回避し、人的被害の防止並びに財産及び経済的被害を軽減することを目的として実施するものである。

## （用語の定義）

第2条 この要綱で用いる用語は、以下のように定義する。

## 一 排水機

流域内の降雨に対し一定の計画規模内で浸水被害の解消を目的に設置された排水機をいう。排水機には、河川管理者が管理する河川排水機及び河川管理者以外の者が管理する内水排水機とが存する。

## 二 排水調整

現在の河川の整備水準を上回る洪水時に排水機の運転を調整し、河川への排水を停止することをいう。

## 三 河川の整備水準

河川からの越水又は破堤などすることなく安全に洪水を流下させる河川の疎通能力をいう。

## 四 外水氾濫

河川からの越水又は破堤などにより、河川を流下する洪水が沿川の流域に流出して浸水することをいう。

## 五 排水調整対象流域

基準地点の水位に対応して排水調整を実施すべき流域をいい、単独あるいは複数の単位流域から構成される。

## 六 単位流域

排水調整を実施するにあたっての最小の流域区分として、基準地点に対応して分割した流域をいう。

## 七 基準地点

排水調整を判断する河川水位を観測する水位観測所をいう。

## 八 準備水位

基準地点の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整に必要な措置を迅速に実施できるように準備を開始する水位をいう。

#### 九 停止水位

基準地点の河川水位が当該の水位に到達した場合に、排水調整を行う水位をいう。

#### 十 再開水位

排水調整を行ったのち、基準地点の河川水位が当該の水位を下回った場合に、排水調整を解除し、排水機の排水を再開する水位をいう。

(排水調整の法的根拠並びに通知及び発令を行う者)

第3条 排水調整は、河川法(昭和39年法律第167号)第1条及び第2条の規定に基づく河川管理及び排水機の管理者が排水機の操作の一環として実施する。ただし、河川管理者においても河川水位情報に関することについて関係機関に通知するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づく措置又は通知をするものとする。

2 河川からの越水及び破堤が生じた場合の排水調整は河川管理者が発令する。ただし、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づいて発令する。

(対象流域)

第4条 この要綱に基づき、排水調整を行う流域は、一級河川庄内川水系新川及び五条川流域とする。

(単位流域と対象排水機)

第5条 単位流域は以下の三区域とする。別図1に三区域の分割を、別表1に各単位流域に属する市町村を示す。

##### 一 新川下流域

五条川合流点より下流の新川が直接排水を担う流域。

##### 二 新川上流域

五条川合流点より上流の新川が排水を担う流域。

##### 三 五条川流域

五条川が排水を担う流域。

2 単位流域内の排水調整を行う排水機は、当該区域内の一級河川、準用河川及び普通河川に排水を行う排水機とする。ただし、準用河川及び普通河川においては、法定管理者が、この要綱に基づく措置を講ずるものとする。各単位流域の対象排水機を別表2に示す。

(基準地点と排水調整対象流域)

第6条 排水調整の基準となる基準地点は、別表3の水位観測所とする。

2 各基準地点に対応する排水調整対象流域は別表4の単位流域とする。

(排水調整の事前通知等)

第7条 基準地点の水位が別表5に示す準備水位に到達したとき、河川管理者から第5条第2項に定めた排水調整対象流域の排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

2 前項に定める準備水位を下回ったときについては、前項に定める排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

(排水調整の通知及び発令)

第8条 基準地点の水位が別表5に示す停止水位に到達したとき、河川管理者から第5条第2項に定めた排水調整対象流域の排水機の管理者に河川の水位情報を通知するものとする。

2 新川及び五条川において、停止水位以下の場合で河川からの越水又は破堤が発生したとき、河川管理者は越水又は破堤した地点から基本として上流の排水機を停止すべき旨を発令するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づき発令するものとする。

(排水調整の解除の通知及び解除の発令)

第9条 第8条第1項の排水調整は、単位流域毎に別表4に定める基準地点の水位が別表5に示す再開水位を下回ったとき、河川管理者から当該の単位流域の排水機の管理者に河川水位情報を通知するものとする。ただし、越水または破堤が生じた場合は、次項の定めによるものとする。

2 第8条第2項の排水調整の解除は、越水又は破堤した箇所ので急復旧が完了したとき、若しくは河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったときに、河川管理者から排水機の管理者に発令するものとする。また、準用河川及び普通河川においては、法定管理者がこの要綱に基づき発令するものとする。

(通知及び発令の内容)

第10条 排水機の排水調整の発令等の内容は、別表6のとおりとする。

(通知及び発令の伝達先)

第11条 河川管理者は、前条の発令等を関係機関に伝達する。

2 前項の伝達先機関及び伝達方法は、別途設置する新川流域排水調整連絡協議会において定めるものとする。

(排水機管理者への伝達及び報告)

第12条 前条の伝達を受けた機関は、排水機の管理者に伝達し周知する。

2 前項の伝達を受けた排水機の管理者は、排水調整を実施し、その内容を、伝達した機関に速やかに報告する。

3 前項の報告を受けた機関は、排水調整の実施内容を別表6に定める様式により河川管理者に速やかに報告する。

(他の河川の排水調整)

第13条 一級河川庄内川の洪水が新川洗堰を越流し、一級河川新川上流域もしくは新川下流域において排水調整を行っているとき、新川洗堰から上流の庄内川運転調整対象の排水機は排水調整を行うものとする。

(操作規則)

第14条 第15条の規定に基づき、各排水機管理者は、運転調整の内容を明記した操作規則を制定後、河川法第26法の許可を受けるものとする。

(経過措置)

第15条 この要綱は、新川流域に排水することを目的として設置する排水機に定められる操作規則に規定するものとする。ただし、既設の排水機にあつては、操作規則に定めるまでの間の操作にも適用するものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、排水機の排水調整に必要な事項は新川流域総合治水対策協議会において定めるものとする。

(附則)

第17条 この要綱は平成13年6月1日から施行する。

(別表1:第5条第1項関係) 各単位流域の市町

分割区域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
名古屋市	○	○	
一宮市			○
春日井市		○	
犬山市		○	○
江南市			○
小牧市		○	○
稲沢市			○
岩倉市			○
西枇杷島町		○	
豊山町		○	
師勝町		○	
西春町		○	
春日町		○	○
清洲町		○	○
新川町		○	○
大口町		○	○
扶桑町		○	○
菟目寺町	○		○
大治町	○		

(別表2:第5条第2項関係)各単位流域の排水機一覧

区分	NO.	排水機場名	管理者	位置			集水面積 (km <sup>2</sup> )	現況排水量		備考		
				距離標	左岸	右岸		排水量 (m <sup>3</sup> /s)	比流量 (m <sup>3</sup> /s/km <sup>2</sup> )			
新川下流	新川	1	藤前	名古屋市:(緑政土木局)	0k100		○	1.08	14.40	13.33		
		2	藤高子の1	藤高土地改良区	0k900		○	1.32	1.38	1.05		
		3										
		4	七尾	藤高土地改良区	1k900		○	0.31	0.83	2.68		
		5	福田	名古屋市:(上下水道局)	3k120		○	2.54	16.40	6.46		
		6	下之一色	名古屋市:(上下水道局)	4k600	○		0.41	2.50	6.10		
		7	助光	名古屋市:(上下水道局)	5k500	○		1.63	18.33	11.25		
		8	富田	名古屋市:(上下水道局)	6k560		○	2.96	20.25	6.84		
		9	伏屋	名古屋市:(上下水道局)	6k880	○		1.25	11.38	9.10		
		10	万塚川東	名古屋市:(緑政土木局)	8k150	○		0.40	4.32	10.80		
		11	万塚	名古屋市:(緑政土木局)	8k300		○	0.71	5.40	7.61		
		12	第二万塚	名古屋市:(緑政土木局)	8k662	○		0.24	0.41	1.71		
		13	砂子第一	大治町	8k951	○		0.47	1.20	2.55		
		14	三本木	大治町	9k673		○	1.51	3.00	1.99		
		15	ハツ屋第一	大治町	9k994	○		0.28	1.10	3.93		
		16	ハツ屋第二	大治町	10k821	○		0.05	0.25	5.00		
		17	菅津	葛目寺町	11k470		○	1.58	1.60	1.01		
		小計				16.74	102.75	6.14				
新川上流	新川	18	土路野	新川町	13k600	○		0.32	5.13	16.03		
		19	二ツ秋ポンプ場	西枇杷島町	13k750	○		0.96	5.68	7.79	*19,20,22を 一体として比流 量を算出	
		20	芳野ポンプ場	西枇杷島町	13k930	○		ニツ秋の一部	1.20	7.79		
		21	豊田川	新川町	14k000		○	1.67	11.75	7.04		
		22	芳野樋門ポンプ場	西枇杷島町	14k308	○		ニツ秋の一部	0.60	7.79	*	
		23	小塚塚ポンプ場	西枇杷島町	14k800	○		2.02	14.40	7.72	23,24を一体と して比流量を算 出	
		24	弁天ポンプ場	西枇杷島町	14k940	○		小塚塚の一部	1.20	7.72		
		25	水塚川	水塚川排水機管理協議会	16k000		○	水塚川の一部	10.00			
		26	水塚川	河川施設(名古屋土木)	16k000		○	11.32	20.00	1.77		
		27	中小田井	名古屋市:(緑政土木局)	16k400	○		1.81	14.15	7.82		
		28	第二平田	名古屋市:(緑政土木局)	16k420		○	0.47	1.00	2.13		
		29	平田処理場	名古屋市:(上下水道局)	16k830		○	2.23	12.33	5.53		
		30	第一平田	名古屋市:(緑政土木局)	17k350		○	0.18	1.00	5.56		
		31	電車川	西春町	17k900		○	0.90	7.50	8.33		
		32	幡田川	河川施設(名古屋土木)	18k000		○	7.10	12.50	1.76		
		33	幡田川	幡田川排水管理協議会	18k000		○	0.32	2.17	6.78		
		34	上小田井	名古屋市:(緑政土木局)	18k650	○		3.68	20.97	5.70		
		35	久地野	師勝町	19k700		○	1.49	0.68	0.46		
	36	喜惣治	名古屋市:(上下水道局)	20k750		○	2.64	19.67	7.45			
			小計				37.11	161.93	4.36			
	合瀬川	合瀬川	37	高田寺	師勝町	0k600		○	0.68	0.84	1.24	
			38	中江川	河川施設(名古屋土木)	1k180	○		6.35	18.00	2.83	
			61	目才ポンプ場	小牧市	8k870	○		0.39	1.25	3.20	
				小計				7.42	20.09	2.71		
	大山川	大山川	39	久田良木川	準用河川施設(豊山町)	0k750	○		4.80	10.00	2.08	
				小計				4.80	10.00	2.08		
			合計				49.33	192.02	3.89			
	五桑川	五桑川	40	中萱津	葛目寺町	0k450		○	0.53	0.33	0.62	
			41	堀江	新川町	0k740	○		0.89	5.75	6.46	
			42	上萱津	葛目寺町	0k850		○	0.79	0.33	0.42	
			43	堀村	葛目寺町	2k000		○	0.31	4.00	12.90	
			44	西溝洲	溝洲町	3k400		○	0.10	0.41	4.10	
			45	古城	溝洲町	3k800		○	0.08	1.50	18.75	
			46	春日	春日町	4k962		○	1.68	2.20	1.31	
			47	春日第二	春日町	6k307		○	0.60	1.50	2.50	
			48	下津	稲沢市	7k540		○	4.75	7.64	1.61	
49			五日市堤	一宮市	8k900		○	2.97	6.00	2.02		
50			伝法寺	一宮市	9k600		○	0.03	0.70	25.74		
51			北島	岩倉市	10k200		○	0.14	2.80	19.44		
52			野菊	岩倉市	10k300		○	0.21	3.00	14.42		
53			川井	岩倉市	10k500		○	0.56	0.75	1.33		
54			大山寺	岩倉市	12k080		○	0.16	1.75	10.87		
55		菅野	岩倉市	13k700		○	0.13	0.50	3.76			
			小計				13.94	39.16	2.81			
巾下川		巾下川	56	藤島	小牧市	0k040	○		0.58	3.00	5.17	
			57	小本	小牧市	0k500	○		4.51	3.30	0.73	
			58	大市堤	岩倉市	6k600		○	0.32	4.60	14.38	
			小計				5.41	10.90	2.01			
矢戸川		矢戸川	59	東町	岩倉市	1k000		○	0.32	0.50	1.56	
			62	小山	一宮市	5k880		○	0.04	0.13	3.56	
青木川		青木川	63	下溪野	一宮市	■通過河川0k.486		○	0.68	0.70	1.03	新設菅井筋
				小計				0.72	0.83	1.16		
綾葉川		綾葉川	60	猿海道	一宮市	1k000		○	0.40	0.25	0.63	
				小計				20.78	51.63	2.48		
			合計									



(別表3:第6条第1項、第9条第1項関係) 基準地点

単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
基準地点	下之一色水位観測所	水場川水位観測所	春日水位観測所
位置	新川 3k/240左岸	新川16k/000右岸	五条川 6k/650左岸
設置場所	名古屋市中区下之一色町三角	西春日井郡新川町大字阿原	西春日井郡春日町大字落合字撮形127-1
管理者	愛知県名古屋土木事務所	愛知県名古屋土木事務所	愛知県名古屋土木事務所

(別表4:第6条第2項関係) 基準地点と排水調整対象流域

		基準地点		
		新川下流域	新川上流域	五条川流域
		下之一色	水場川(外水位)	春日
排水調整対象流域	新川下流域	●	-	-
	新川上流域	●	●	-
	五条川流域	●	-	●

(別表5:第5条第2項、第7条、第8条第1項、第9条第1項関係)各基準地点の基準水位

単位流域	新川下流域	新川上流域	五条川流域
基準地点	下之一色	水場川(外水位)	春日
準備水位	2.20	3.90	4.60
停止水位	2.90	5.20	5.40
再開水位	2.70	5.00	5.20

(別表6:第7条、第8条、第9条、第10条、第12条関係) 伝達様式一覧

伝達内容	条 項	基 準 地 点			排水調整報告	
		下之一色	水場川(外水位)	春日		
準備	第7条	第1項	様式1-1	様式1-2	様式1-3	/
		第2項	様式1-4			
停止	第8条	第1項	様式2-1	様式2-2	様式2-3	様式 4
		第2項	様式2-4			

伝達内容	条 項	単 位 流 域			排水調整報告	
		新川下流域	新川上流域	五条川流域		
解除	第9条	第1項	様式3-1	様式3-2	様式3-3	様式 4
		第2項	様式3-4			

## 新川流域排水調整連絡協議会設置要綱(案)

### (目的)

第1条 一級河川庄内川水系新川流域において、河川の越水及び破堤による氾濫のおそれがあるとき、「新川流域排水調整要綱」(平成13年6月1日制定)に基づき、河川及び内水の排水のために設置された排水機の運転調整(以下「排水調整」という。)を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに情報の伝達、収集を円滑に実施することを目的に新川流域排水調整連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

### (連絡協議会の職務)

第2条 連絡協議会は前条の目的を達成するため、以下の事項について定める。

- 一 防災、水防に関する関係機関相互の情報の収集、伝達方法
- 二 河川管理者が発した排水調整の発令などの通知、伝達方法及び通知先機関
- 三 前各号に掲げるもののほか、排水調整を実施することにより必要となる事項

### (組織)

第3条 連絡協議会は、別表に掲げる行政機関の職にある者により構成する。

- 2 連絡協議会には、会長を置く。
- 3 連絡協議会には、事務局を置く。

### (会長)

第4条 連絡協議会の会長は、愛知県建設部河川課長とする。

- 2 会長に事故があるときは、事務局が指名する連絡協議会の行政機関が会長の職務を代行する。
- 3 会長は、議事その他の会務を総括する。

### (連絡協議会の開催)

第5条 連絡協議会の開催は、会長が招集する。

### (事務局)

第6条 連絡協議会の事務局は、愛知県建設部河川課に置く。

- 2 事務局は、会長の指示により連絡協議会の会務を処理する。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に必要な事項は別に定めることができるものとする。

- 2 この連絡協議会において定めた事項は、地域防災計画及び水防計画に記載し、関

係者に周知を図るものとする。

(附則)

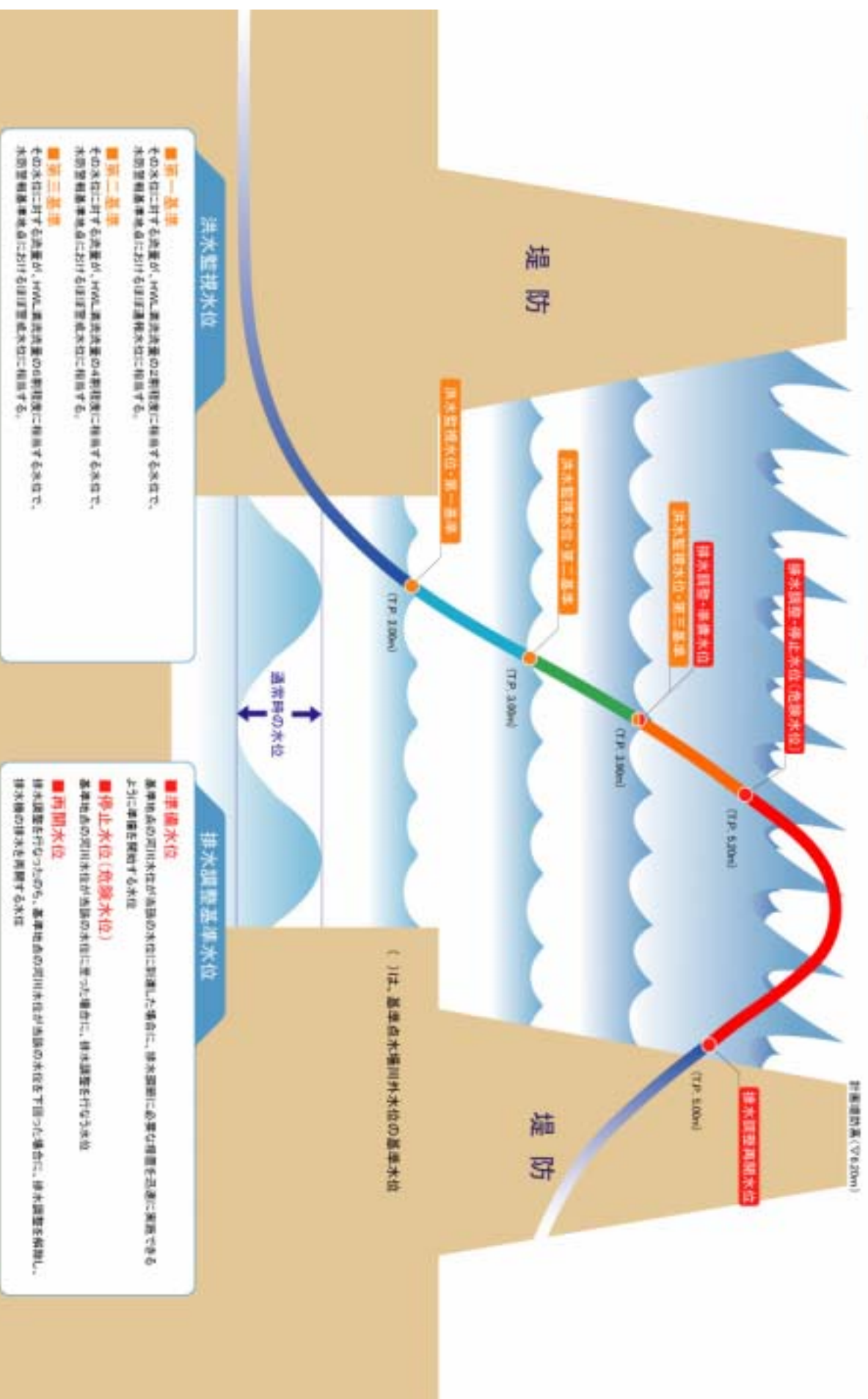
第8条 この要綱は、平成13年6月1日に施行する。

## 「別表」

機 関	部 局	官 職
国土交通省	中部地方整備局河川部	河川管理課長
	庄内川工事事務所	管理課長
愛知県	県民生活部	消防防災課長
	農林水産部	農地計画課長
	建設部	河川課長
	尾張事務所	主務課長
	海部事務所	同上
	名古屋農地開発事務所	建設課長
	一宮農地開発事務所	同上
	海部農地開発事務所	同上
	名古屋土木事務所	維持管理課長
	一宮土木事務所	同上
	津島土木事務所	同上
	河川工事事務所	工務課長
	機 関	部 局
名古屋市	防災・水防部局	主務課長
一宮市	同上	同上
春日井市	同上	同上
犬山市	同上	同上
江南市	同上	同上
小牧市	同上	同上
稲沢市	同上	同上
岩倉市	同上	同上
西枇杷島町	同上	同上
豊山町	同上	同上
師勝町	同上	同上
西春町	同上	同上
春日町	同上	同上
清洲町	同上	同上
新川町	同上	同上
大口町	同上	同上
扶桑町	同上	同上
甚目寺町	同上	同上
大治町	同上	同上
尾張水害予防組合		事務局長
海部津島水防事務組合		事務局長

# 上流域の排水調整基準水位の概念

排水調整基準水位の概念—新川上流(水堀川外水位)



**■第一基準**  
その水位に対する流量が、HWA(異常流量)の2割程度に相当する水位で、水堀川調整基準水位に相当する。

**■第二基準**  
その水位に対する流量が、HWA(異常流量)の4割程度に相当する水位で、水堀川調整基準水位に相当する。

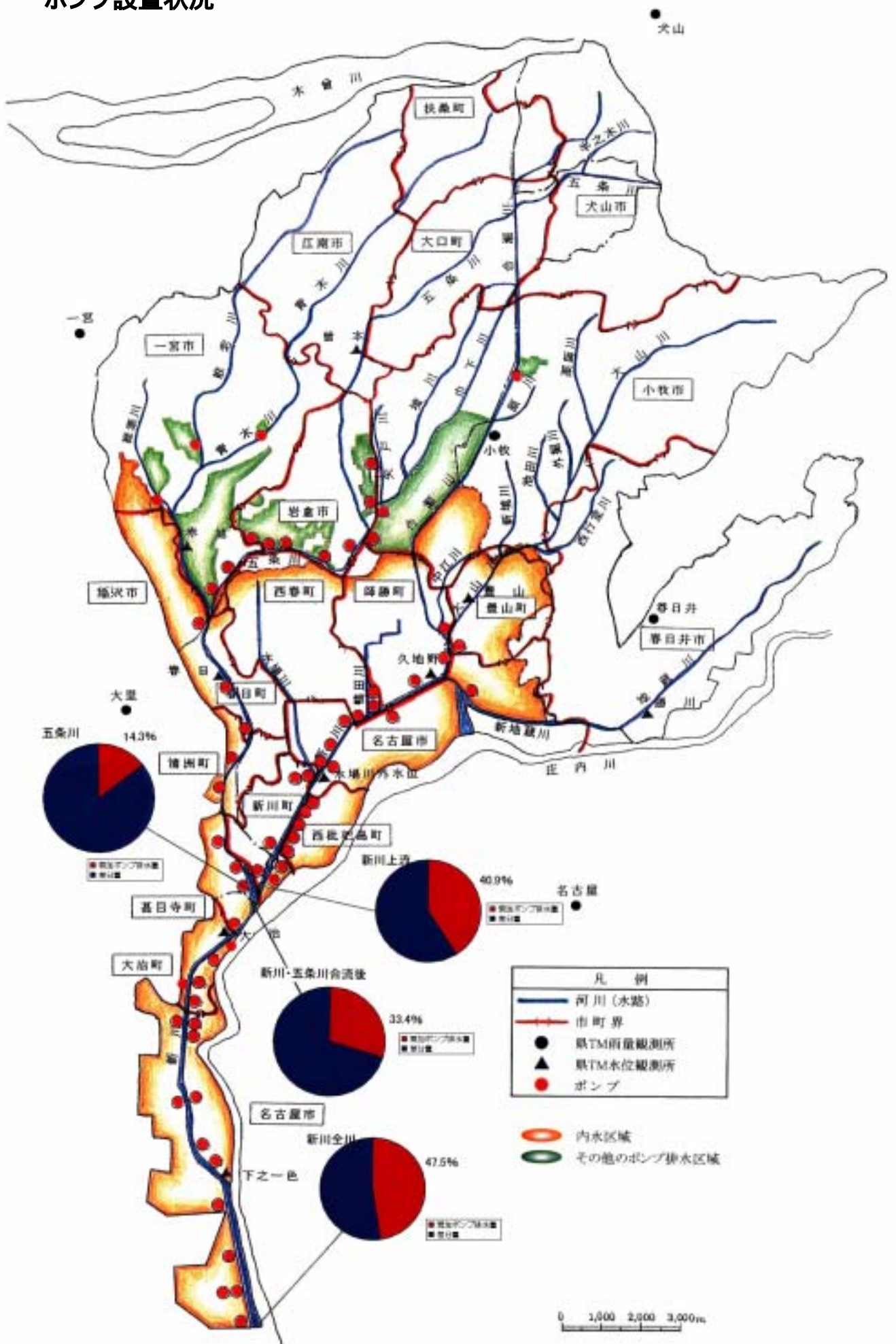
**■第三基準**  
その水位に対する流量が、HWA(異常流量)の6割程度に相当する水位で、水堀川調整基準水位に相当する。

**■基準水位**  
基準地点の河川水位が危険の水位に到達した場合に、排水調整に必要な流量を迅速に算出できるように準備を開始する水位

**■停止水位(危険水位)**  
基準地点の河川水位が危険の水位に達した場合に、排水調整を行う水位

**■再開水位**  
排水調整を行ったから、基準地点の河川水位が危険の水位を下回った場合に、排水調整を開始し、排水調整の排水を開始する水位

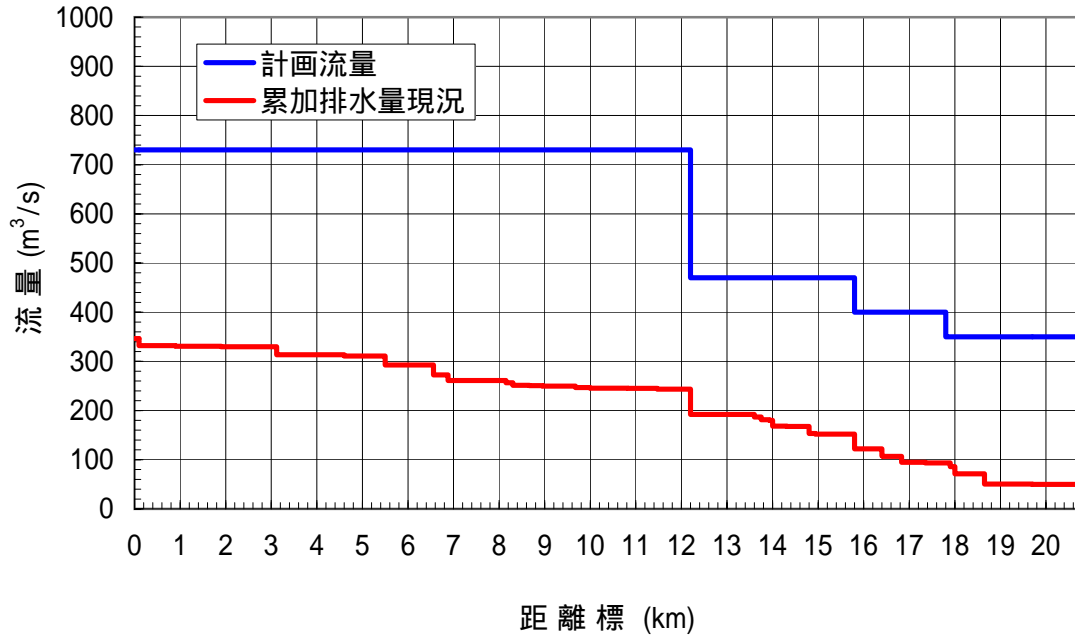
# ポンプ設置状況



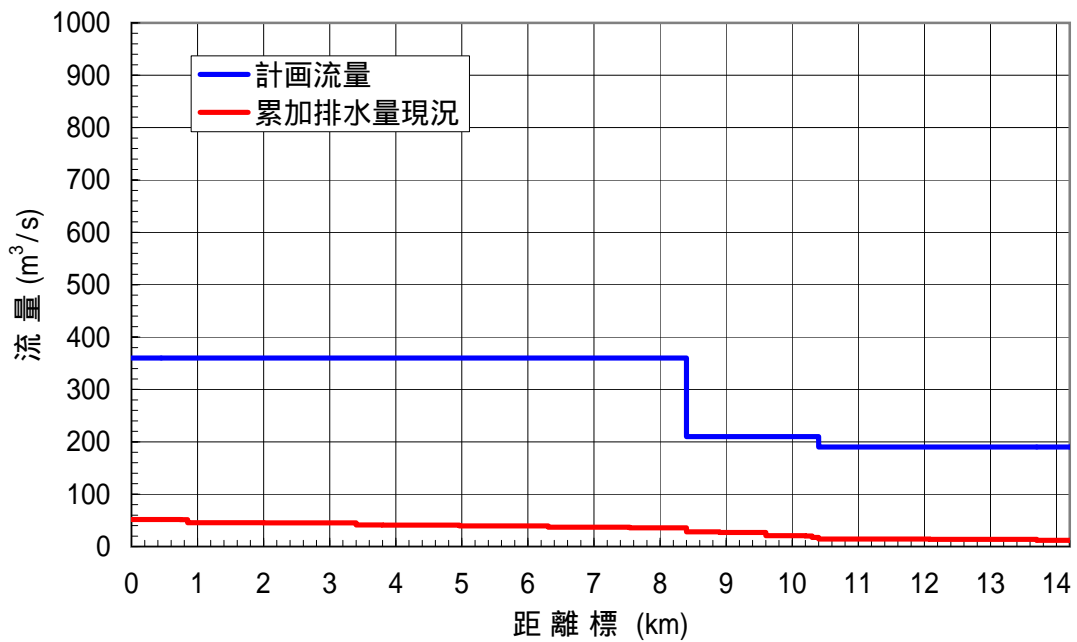
# 排水機の分布と計画流量に占めるシェア

## 総合治水計画流量配分と現況ポンプ量(累加)

### 新川



### 五条川

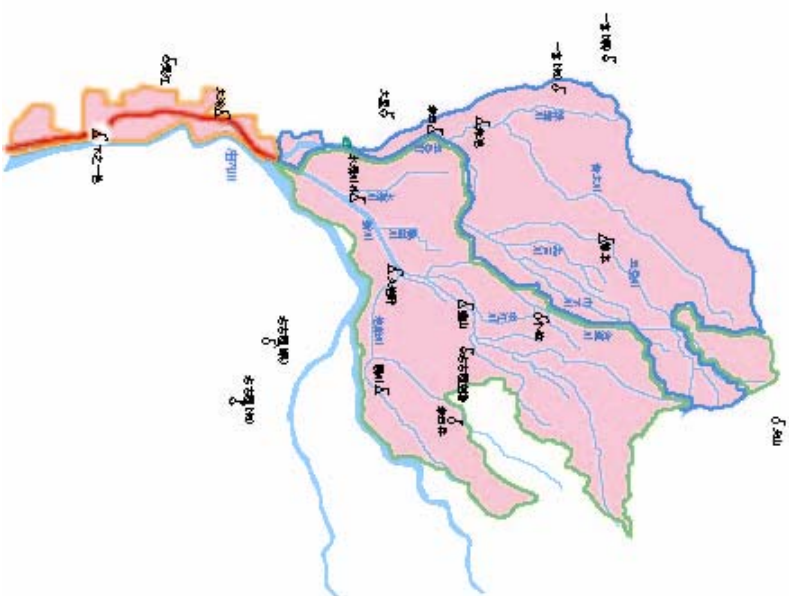


# 排水調整対象流域

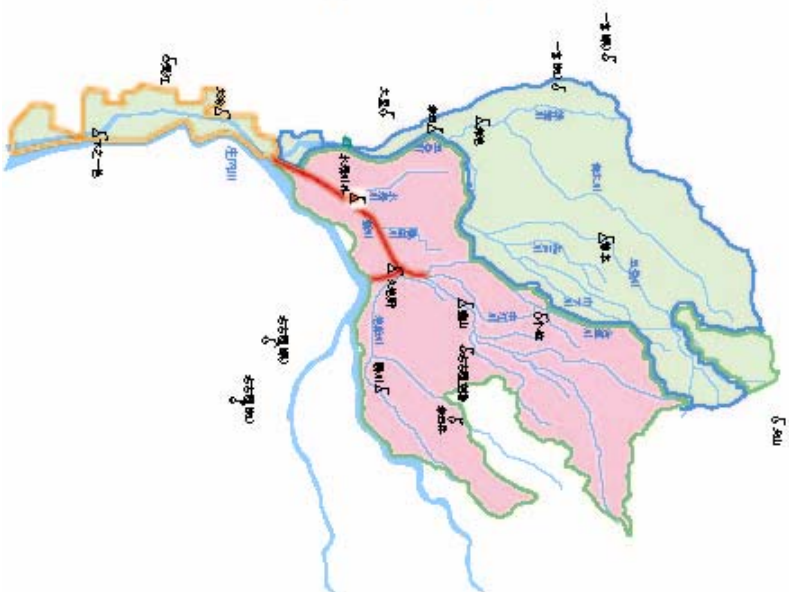
排水調整対象流域	単位流域		
	新川下流域	新川上流域	五条川流域
排水調整対象流域	下之一色	水堀川外水位	春日
新川下流域	●	—	—
新川上流域	●	●	—
五条川流域	●	—	●

## 排水調整対象流域

① 新川下流域が停止水位を超過した場合



② 新川上流域が停止水位を超過した場合



③ 五条川流域が停止水位を超過した場合

